

茨城かんしょトッパー産地拡大事業

かんしょを新たに作付する荒廃農地などの再生費用を助成します

県農林事務所 ☎0291-33-6285
農林課 ☎0299-90-1008

かんしょ(サツマイモ)は、近年、国内外で需要が拡大しています。一方で、県内のかんしょ加工業者は、県内産のかんしょだけでは原材料を満たすことができず、他県産を購入して対応している状況です。そこで、県ではかんしょの生産拡大を図るため、「茨城かんしょトッパー産地拡大事業」(①新たに作付を行なうために荒廃農地などを再生し、その費用を補助する事業、②農地の所有者が、かんしょ農家に一定以上の農地を貸し出す場合に協力金を支払う事業)を実施します。

補助内容

1 かんしょを新たに作付する荒廃農地などを再生する費用への補助

対象 = 荒廃農地などを再生するかんしょ農家、農業者団体

補助対象 = 荒廃農地などの再生に係る費用

補助率 = 2分の1 (10アール当たり上限10万円)

※樹木などの抜根が必要な場合は、当該経費の2分の1 (10アール当たり上限15万円) を加算

※なお、再生する農地の面積が合計100アール以上の場合は補助金額が上乗せされます

↑
上記補助率が3分の2 (10アール当たり上限15万円) に増額
※樹木の伐根などは3分の2 (10アール当たり上限20万円) に増額

2 規模拡大のための農地貸付協力金(農地中間管理機構を介した賃貸借に限る)

対象 = かんしょ農家に農地(20アール以上)を貸し出す土地所有者

交付額 = 10アール当たり定額1万5,000円

※なお、貸す農地の面積が合計100アール以上の場合は交付額が増額されます

↑
10アール当たり定額2万円に増額

農業用廃プラスチック収集

神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会

農林課 ☎0299-90-1008

農業用廃プラスチックは産業廃棄物ですので、処分をするときは産業廃棄物排出事業者の登録が必要です。神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会では、事業者の皆さんから委任を受け、適正処理の支援を行なっています。以下の内容をご確認のうえ、事前登録手続きをお願いします。



処分前の事前登録をお願いします(神栖地区)

登録方法

受付場所 = 農林課

受付期限 = 6月22日(木) (神栖地区)

受付時間 = 午前9時～午後3時

●波崎地区の方は10月に別途、受付期間を設けます

●農協部会員の方は各部会で登録手続きをお願いします

持ち物

- 1,000円(年間登録料)
- ※登録手続きの際にご持参ください

処理料金 (100円未満切り上げ)

- リサイクル用廃ビニール 35円/kg
- リサイクル用廃ポリエチレン 50円/kg
- 産業廃棄物(プラスチック) 210円/kg

収集日程(収集日は広報かみすのカレンダーでお知らせします)

神栖地区 収集場所 JAなめがたしおさい知手出荷場
(知手中央8丁目23-1)

品目	収集日	収集時間
リサイクル用	廃ビニール	午前8時30分～11時
	廃ポリエチレン	
産業廃棄物 ※農薬容器は不可	2024年2月6日(火)	

波崎地区 収集場所 JAなめがたしおさい波崎出荷場※
(太田1888-53)

※収集場所が変更となりました

品目	収集日	収集時間
リサイクル用	廃ビニール	午前8時30分～11時
	廃ポリエチレン	
産業廃棄物 ※農薬容器は不可	2024年3月12日(火)	